

都市計画に関する証明願 (記入例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

青梅市長

殿

申請人 住所 〇〇市〇〇〇丁目〇番地の〇
氏名 〇 〇 〇 〇
電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
(連絡先) 担当者名 〇 〇 〇 〇
〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

次の土地について、都市計画に関する証明を願います。

証明が必要な土地	所在	青梅市〇〇〇〇〇丁目〇番地の〇
	現況用途	更地、宅地、駐車場等
証明を必要とする理由		〇〇〇〇〇〇〇のため

申請される全ての筆を記載して下さい

- 備考 1 提出する図書
- (1) 本証明願
証明が必要な土地が複数の筆にわたるときは、すべて記載してあること。
 - (2) 案内図・公図写 (当該地を赤で囲うこと。)
証明が必要な土地が記載してあること。
 - (3) 実測図 (現況図、配置図等) (寸法要確認、用途境・都市計画線は表記しないこと。)
証明が必要な土地について、縮尺、境界線の境界点間寸法が記載されていること。
 - (4) 提出部数は「必要部数+1部」とする。(1部は市の控えになります。)
- 2 現地境界点について、くい等で表示がされていること。
- 3 居住者または土地所有者に、市職員が土地に立ち入り、調査を行うことを、必ず伝えておくこと。
- 4 交付を受ける際、青梅市事務手数料条例第2条第1項に規定する証明手数料を納付すること。(1部につき300円)

証 明 書

令和 年 月 日

上記証明願について、別添図面に表示のとおり証明します。

青梅市長

注意事項

- (1) 申請人はどなたでも構いませんが、居住者または土地所有者に、市職員が土地に立ち入り、調査を行うことを説明していただく必要があります。
- (2) 申請地に立ち入り実測図と現地の点間距離が合っているか確認します。このため現地には、くい、ペイントなどの表示をしていただきます。
※現地に表示がない場合は申請を受付けられません。
- (3) 実測図は申請地の点間距離が記載されている図面が必要です。
※図面に点間距離の記載がない場合は申請を受付けられません。
※図面に用途境・都市計画線が表記してある場合は申請を受付けられません。
- (4) 実測図は縮尺が確定されている図面が必要です。
※実測図に表示されている点間距離を定規で測った時に寸法が合わない場合は申請を受付けられません。
- (5) 証明発行の日数について、市街化区域と市街化調整区域にまたがる証明は2週間程度、それ以外の証明については1週間～10日間程度の期間を要します。